

介護職員処遇改善実績報告書(令和元年度)

県南広域振興局長 殿

事業所等情報

介護保険事業所番号

事業者・開設者	フリガナ 名称	シヤカイフクシホウジン マツゾノフクシカイ 社会福祉法人 松園福祉会		
主たる事務所の所在地	〒 025-0066 岩手 都・道 府(県) 花巻市松園町391番地8			
	電話番号	0198-24-6605	FAX番号	0198-24-6947
事業所等の名称	フリガナ 名称			提供する サービス
事業所の所在地	〒 都・道 府・県 「別紙一覧表による」			
	電話番号		FAX番号	

※事業所情報については、複数の事業所ごとに一括して提出する場合は「別紙一覧表による」と記載すること。

①	算定した加算の区分	介護職員処遇改善加算(I II III IV)		
②	賃金改善実施期間	令和 1年 6月 ~ 令和 2年 5月		
③	令和元年度分介護職員処遇改善加算総額	46,260,590 円		
④	賃金改善所要額(i - ii)	47,422,436 円		
	i) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	300,847,830 円		
	ii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金総額	253,425,394 円		
加算(I)の上乗せ相当分を用いて計算する場合				
⑤	令和元年度介護職員処遇改善加算総額 (加算(I)による算定額から加算(II)による算定額 を差し引いた額)	円		
⑥	賃金改善の所要額(iii - iv)	円		
	iii) 加算(I)の算定により賃金改善を行った賃金の総額	円		
	iv) 初めて加算(I)を取得する月の前年度の賃金の総額	円		
⑦	賃金改善を行った賃金項目及び方法(賃金改善を行う 賃金項目(増額若しくは新設した給与の項目の種類 (基本給、手当、賞与等)等)、賃金改善の実施時 期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善額につ いて、可能な限り具体的に記載すること。)	基本給について、平成31年4月に常勤の介護職員について、定期昇給 を行う。(一人当たり平均月額2,600円) 定期昇給に伴い、特殊業務手当、賞与も増額(一人当たり平均2.0% 程度) 副主任ポスト新設及び昇格により役職手当増額(対象者一人当たり 2,000円~3,000円) 夜勤を行う職員に対して夜勤手当1回2,000円を3,000円に増額 平成30年4月より、早番勤務及び遅番勤務を行う職員に対して、そ 他の勤務手当として手当1回500円支給 処遇改善手当として常勤職員に月6,000円(4月から5,000円)、パ ート職員に常勤職員の金額に常勤換算の数字を乗じた額を支給 (一人当たりの平均賃金改善月額 46,000円程度(法定福利費含む))		

- ※ 介護職員処遇改善計画書において加算(I)の上乗せ相当分を用いて計算している場合は、介護職員処遇改善実績報告書において
も加算(I)の上乗せ相当分を用いて計算すること。
- ※ 加算(I)の上乗せ相当分を用いて計算する際は、③及び④の代わりに⑤及び⑥を使用する。
- ※ ④i)及び⑥iii)については、積算の根拠となる資料を添付すること。(任意の様式で可。)
- ※ ④又は⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。
- ※ ④が③以上又は⑥が⑤以上でなければならないこと。
- ※ ④ii)、⑥iv)の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金
改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上
乗せする必要があることに留意すること。
- ※ 複数の介護サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。
- 添付書類1: 都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表(指定権者毎)
 - 添付書類2: 各都道府県内の指定権者(当該都道府県を含む。)の一覧表(都道府県毎)
 - 添付資料3: 計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表
- ※ 虚偽の記載や、介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや
介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

上記について相違ないことを証明いたします。

令和 2年 7月10日

(法人名) 社会福祉法人 松園福祉会

(代表者名) 理事長 高橋 弘毅 印

別紙様式3(添付書類3)

介護職員処遇改善実績報告書(都道府県状況一覧表)

法人名		社会福祉法人 松園福祉会	
都道府県	介護職員処遇改善加算額	賃金改善所要額	
北海道	円	円	
青森県	円	円	
岩手県	46,260,590円	47,422,436円	
宮城県	円	円	
秋田県	円	円	
山形県	円	円	
福島県	円	円	
茨城県	円	円	
栃木県	円	円	
群馬県	円	円	
埼玉県	円	円	
千葉県	円	円	
東京都	円	円	
神奈川県	円	円	
新潟県	円	円	
富山県	円	円	
石川県	円	円	
福井県	円	円	
山梨県	円	円	
長野県	円	円	
岐阜県	円	円	
静岡県	円	円	
愛知県	円	円	
三重県	円	円	
滋賀県	円	円	
京都府	円	円	
大阪府	円	円	
兵庫県	円	円	
奈良県	円	円	
和歌山県	円	円	
鳥取県	円	円	
島根県	円	円	
岡山県	円	円	
広島県	円	円	
山口県	円	円	
徳島県	円	円	
香川県	円	円	
愛媛県	円	円	
高知県	円	円	
福岡県	円	円	
佐賀県	円	円	
長崎県	円	円	
熊本県	円	円	
大分県	円	円	
宮崎県	円	円	
鹿児島県	円	円	
沖縄県	円	円	
全国計	46,260,590円	47,422,436円	

E

F

※ FはEを上回らなければならない。

令和元年度介護職員処遇改善加算実績報告に係る賃金改善所要額内訳書

(賃金改善実施期間 令和1年 6月 ~令和2年 5月)

項目 \ 月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	計
基本給	1,227,435	1,247,501	1,232,576	1,283,354	1,237,559	1,290,796	1,143,032	997,930	1,102,924	1,047,084	1,248,184	1,301,121	14,359,496
(特殊業務)手当	231,348	231,299	231,299	248,192	240,842	239,972	88,903	88,392	96,859	80,587	117,536	121,348	2,016,577
(役職)手当	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	75,000	73,000	73,000	76,000	86,000	86,000	1,009,000
(夜勤)手当	279,700	281,700	280,700	279,700	269,700	277,700	264,700	273,700	271,700	257,700	274,700	268,700	3,280,400
(その他の勤務)手当	355,463	346,463	372,463	366,463	360,463	360,463	345,962	350,462	351,962	341,462	366,962	350,462	4,269,050
()手当													
手当計	956,511	949,462	974,462	984,355	961,005	968,135	774,565	785,554	793,521	755,749	845,198	826,510	10,575,027
賞与(一時金)	5,161,498	295,163	295,163	292,208	290,730	289,253	7,367,114	515,015	510,878	499,353	445,917	446,410	16,408,702
法定福利費増額分	967,640	424,128	424,168	471,296	418,680	431,047	1,107,738	429,415	363,441	368,858	335,304	337,496	6,079,211
賃金改善所要額計	8,313,084	2,916,254	2,926,369	3,031,213	2,907,974	2,979,231	10,392,449	2,727,914	2,770,764	2,671,044	2,874,603	2,911,537	47,422,436

<記載要領>

(注1) 賃金改善所要額の計(各事業所の合計額)は、実績報告書(別紙様式3)の④又は⑥と一致すること。

(注2) 手当の項目は、必要に応じて行を増やすこと。

(注3) 法定福利費増額分には、次の額を含むものとする。

- ・健康保険料
- ・介護保険料
- ・厚生年金保険料
- ・児童手当拠出金
- ・労災保険料

の事業主負担分

・法人事業税における本加算による賃金上昇分に応じた外形標準課税の付加価値増額分